

35. (Gno.88) 紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究

代表：小林 学

2021/02/19 (承認) 2021 年度 (開始)

【研究の目的】

市場においても、行政府や司法 においても、IT 化が急速に進行しつつある。この研究会の目的は、紛争解決場面における「テクノロジーと法」に関わる論点について、比較法的な視点から、考察を行うことにある。